

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和8年9月1日（火）午前9時
- 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
- 出席委員 （18名）

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博

1番 西村 正史

2番 江下 久子

3番 城島 彰二

4番 内田 圭一郎

5番 今田 智

6番 川下 始

7番 福江 晋

農地利用最適化推進委員 (10名)

笹本 和彦

田島 聡

石川 奈津子

田島 一昭

大岡 利昭

蕪竹 敏治

田中 正樹

内田 秀敏

三原 仁

田久保 孝一

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員1名)

浦田 進

4. 議事日程

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可取消申請審議について

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文

農地係長 大岡 寿憲

主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	おはようございます。ただ今から第 3 回総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員 8 名、推進委員 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、3 番の城島委員と 4 番の内田委員よろしくお願いします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第 9 号 1 件、議案第 10 号 3 件となっています。 それでは引き続き、議案第 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請取消申請審議について、別紙関係人より許可取消申請を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。
田島一推進委員	8 月 30 日に、会長と江下委員と、〇〇君を呼んで待ち合わせしていたんですけど、時間に来なかったので自分は都合により帰りました。 あとから会長に電話で聞いたら、この場所はワイヤーメッシュで全部囲ってあるんですけど、入口が狭いという理由で取り下げたということでした。詳しくは会長お願いします。
議長	この案件につきまして、27 日、〇〇建設事務所に会いに行ってきましたけれども、その時は会うことができませんでした。

	借受人の〇〇さんの取消申請は２回目になります。 田島推進委員の方から説明を受けましたけれども、７２５３番地は、ワイヤーメッシュで、国の補助で設置しているということで、まだ期限が残っているということです。 ここは、真ん中に段差が少しあるわけで、下の方に道路が通っていてその下に入口があります。これは鍵がかかっているということでした。取消申請の原因は、この鍵の問題があるらしく、言った言わないの話でございました。 それと、追加確認したいことがありましたので、３０日に、〇〇さん宅に行きました。 道路沿いのワイヤーメッシュを取ったら、車を入れることができますかと聞いたら、そこは側溝もあるらしいんですけども、２トン車ぐらいなら入るということで、車が入る入らないの問題ではないようでした。 以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第９号１番について、ご異議ご意見ございませんか。
福江委員	〇〇君は、大浦地区でも農地を借りて耕作していないところがあります。１年に１回草払いに来るくらいで作物は何も作っておられません。 こういう案件が出れば、事務局の方でストップしてもらった方が良くないかなと思います。 そういうところを借りたいという人もいるかもしれないので、できれば事務局の方で、状況確認などして、不耕作のところは解約してもらって他の人へ貸した方が畑も荒れなくて良いと思います。
西村委員	今回のように、借りてすぐ返すようなことを繰り返すような案件について事務局としての対応策は考えてあるのでしょうか。
事務局	事務局としても対応が難しいと考えています。 先ほど西村委員さんからもあったように、今後、窓口にこられた場合、どうしようかと事務局内で話はしています。 同じようなことが２回もありましたので、申請の際にはそういった話をしないといけないと思ってますが、前例がないので、法律とかも見て、もう１回確認をしながら、慎重に対応をしていきたいと考えております。

議長	他にご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第9号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人により許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された内田農業委員及び田中推進委員から調査報告をお願いいたします。
内田委員	この案件につきましては、8月24日に、〇〇さんと〇〇さんに来ていただきまして、現地を確認してきたところです。 現地については、まだみかんが植えてあって栽培されています。みかんの収穫が終わってから、伐採するという計画でした。 対価につきましては、議案に記載してあるとおりの金額ということで、双方の話し合いによって、両方ともこれで良いということでした。 〇〇さんにつきましては、先月、この畑の周りのところはあっせん事業で買っておられましたが、ここはみかんが植えてあって、収穫してからということになっています。
田中推進	内田委員の報告のとおりです。

委員 議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第１０号１番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１０号１番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認しました。 したがって、１番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の議案第１０号２番と３番は、借受人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。
福江委員	８月２５日に、三原推進委員、〇〇君、〇〇さん、〇〇会社の〇〇さんで現地を確認しました。 すでに、ここは草を刈ってあって、畑を耕す準備ができていました。この周辺は、〇〇君が以前から玉ねぎを作っておられて、何をするのか聞いたら、玉ねぎを作る予定ということで確認できました。

	〇〇君は、元々黒金出身で、元の豚舎を改装して、豚を飼いながら、今、娘さんと息子の３人で、経営するという事で、若いし、子供たちと百姓をしながら頑張るということでした。 〇〇さんは、もう足腰が不自由で、何も仕事ができないということで、荒れなくてよかったということでした。 〇〇さんは、玉ねぎをお店用に作ってたけど、ここは狭いし作らないから貸して良いということでした。以上です。
三原推進委員	８月２５日に現地で、福江委員、貸し手側の〇〇さん。〇〇さん、借り手の〇〇さんの５人で話をしました。 契約は５年間だそうです。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第１０号２番及び３番について、ご異議ご意見ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１０号２番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、２番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第１０号３番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、３番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議及び協議事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があればお願いいたします。

議長	(なし) よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第3回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。
----	--

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 8 年 9 月 1 日

会 長 榑 原 照 博

議事録署名者 城 島 彰 二

議事録署名者 内 田 圭 一 郎